

身体拘束禁止に関する指針

株式会社 友愛

児童支援事業デイサービスみらいず

児童支援事業ステップアップみらいず

(身体拘束禁止に関する指針)

身体拘束は、児童の活動の自由を制限するものであり、児童の尊厳ある生活を阻むものである。児童支援事業デイサービスみらいず・児童支援事業ステップアップみらいず（以下「当施設」という）では、児童の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

(重要事項に定める内容)

サービスの提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(根拠となる法律)

○児童福祉法(児童虐待の防止等に関する法律)

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態である場合には、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- 1 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- 2 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- 3 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記3つの要件を全て満たすことが必要である

(身体拘束禁止の対象となる具体的な行為)

- (1) 周囲の人に殴る・噛み付く・蹴る・唾をかける・髪を引っ張る等の他害を一時的に職員の体で制止する
- (2) 頭を柱に強くぶつける、自らの体を激しく傷つけるなどの自傷を一時的に職員の体で制止する
- (3) 本人を落ち着かせるために、クールダウン・タイムアウト室（無施錠）へ移動させる
- (4) 公道等に急に飛び出したとき、あるいは飛び出さないように職員の体で制止する
- (5) 行動を落ち着かせるため職員の体で制止する
- (6) 場所の移動など、無理やり手を引っ張るような本人が嫌がる対応をする
- (7) 食べ物・飲み物を取り過ぎないように職員が体で制止する

(身体拘束等禁止のための職員研修に関する基本方針)

処遇に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

（身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針）

やむを得ず身体拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）本人又は他の児童の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

（1）緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、管理者とリーダー職で会議を行う。切迫性・非代替性・一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価・確認する。また、当該児童の家族等と連絡をとり、身体拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。

上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者的心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を隨時行う。

（2）児童本人や家族等に対して、身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。行動制限の同意書を説明し、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超える場合、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、児童の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

（3）記録専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

（4）（3）の記録と再検討の結果、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、児童・家族等に報告します。

（身体拘束禁止に向けた各職種の責務及び役割）

身体拘束廃止に向け、学校や相談支援専門員などの専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

（身体拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項）

当施設は、身体拘束の禁止及び適正化に向けて、身体拘束適正化委員会を設置します。ただし、虐待防止委員会との一体的な運用とします。

（1）設置目的

- ・身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等の適正化に関する職員全体への指導
- ・身体拘束等について報告された事例の集計と分析

（2）委員の構成

- ・虐待防止委員で構成します。
- ・委員の中から専任の身体拘束等の適正化対策を担当する者を決定し、会議の進行等を行います。

（3）委員会の開催

- ・虐待防止委員会開催時に同時に開催します。
- ・不適切な身体拘束等が行われたと判断されたときは、随時開催します。
- ・委員会開催後は検討内容、結果等を全職員へ周知徹底します。

（利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

当該指針は、利用者または利用者家族等が閲覧できるよう事業所内に掲示します。また、自由に閲覧できるよう、法人のホームページに公表します。

（その他の身体拘束禁止推進のための必要な基本方針）

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識をもつ必要があります。

- ・他の児童への影響を考えて、安易に身体拘束を実施していないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか
(別の手段はないのか)

附則

本方針は令和4年4月1日より施行する。

この改正は令和5年11月1日より施行する。

この改正は令和7年4月1日より施行する。